

北海道景観審議会の各部会について

第52回 北海道景観審議会

令和5年(2023年)3月16日開催

北海道建設部まちづくり局

都市計画課景観係

1 「審査部会」について

(1) 概 要

道は、景観形成基準に適合しない行為に対して、景観法に基づく勧告又は命令をしようとするときは、北海道景観条例第24条の規定に基づき、審議会の意見を聴くこととしており、これら勧告又は命令に係る審議を迅速に行うため、景観条例第36条及び北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領に基づき審査部会を設置しています。

(2) 所掌事項

審査部会は次の事項について審議し、審査部会の審議結果を景観条例第24条に規定する審議会の意見として取り扱う。

なお、国又は地方公共団体との協議については、審議会への意見聴取を必要としない。

- ・ 法第16条第3項の規定による勧告に関する事項
- ・ 法第17条第1項の規定による命令に関する事項
- ・ 法第17条第5項の規定による現状回復命令に関する事項

2 「景観行政と関連施策との連携に関する特別部会」について

(1) 概 要

「北海道景観形成ビジョン」の重点的な取組とした「基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり」に基づく関係部局の施策との連携に関する取組方法等について、調査及び検討を行うため、北海道景観条例第36条及び北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領に基づき特別部会を設置しています。

※「北海道景観形成ビジョン」とは

- ・ 目的 北海道景観条例第7条に基づき、「良好な景観」を形成するための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定
- ・ 経過 平成21年(2009年)3月 策 定
平成31年(2019年)3月 見直し

(2) 所掌事項

特別部会は、景観形成と庁内における関係施策との連携強化を図るため、連携に関する取組方法等について、調査及び検討を行う。

【北海道景観条例】

(勧告又は変更命令等の手続)

第24条 知事は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするとき、又は法第17条第1項若しくは第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、北海道景観審議会の意見を聴かなければならない。

(部会)

第36条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

【北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領】

(部会の区分)

第2条 部会は、審査部会及び特別部会とする。

- 2 審査部会は、北海道景観条例(以下「条例」という。)第24条の規定による知事の意見聴取に係る事項を審議する。
- 3 特別部会は、次の事項を所掌する。
 - 一 条例第31条第1項第1号に定める事項のうち、審議会から付議された専門的事項を調査審議する。
 - 二 その他会長が必要と認めた事項を調査検討する。
- 4 特別部会は、会長が特に必要と認めた場合に設置する。

(組織)

第3条 部会は、部会員(部会長を含む。以下同じ。) 5人以上7人以下で組織する。

(審査部会の審議結果の特例)

第8条 審議会は、条例第24条に係る事案については、審査部会の審議結果をもって、審議会の意見とする。